

資料編「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和7年1月)基準(一部抜粋)」

●オフィス家具等 【都:7. 什器(オフィス家具)】

⇒『環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和7年1月)』(P31～34)より

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「ホワイトボード」とは、黒板以外の各種方式の筆記ボードをいう。
- 2 「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が製品全体重量の 95%以上であるものをいう。
- 3 判断の基準①の「単一素材分解可能率」は次式の算定方法による。
単一素材分解可能率(%) = 単一素材まで分解可能な部品数 / 製品部品数 × 100
次のいずれかに該当するものは、単一素材分解可能率の算定対象となる部品に含まれないものとする。
- ①盗難、地震や操作上起こり得る転倒を防止するための部品(錠前、転倒防止機構部品、安定保持部品等)
 - ②部品落下防止の観点から、本体より張り出しが起きる部位を保持する部品(ヒンジ、引出レール等)
 - ③日本産業規格(以下「JIS」という。)又はこれに準ずる部品の固定又は連結等に使用する付属のネジ
- 4 「古紙」及び「古紙パルプ配合率」とは、本基本方針「2. 紙類」の「(2) 古紙及び古紙パルプ配合率」による。
- 5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)
- 6 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 7 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源(バイオマス)を使用するプラスチックをいう。
- 8 バイオベース合成ポリマー含有率」とは、プラスチック重量に占める、バイオマスプラスチックに含まれるバイオマス由来原料分の重量の割合をいう。
- 9 放散速度が 0.02mg/m²h 以下と同等のものとは、次によるものとする。
- ア. 対応した JIS 又は日本農林規格があり、当該規格にホルムアルデヒドの放散量の基準が規定されている木質材料については、F☆☆☆の基準を満たしたもの。JIS S 1031 に適合するオフィス用机・テーブル、JIS S 1032 に適合するオフィス用いす、JIS S 1039 に適合する書架・物品棚、及び JIS S 1033 に適合するオフィス用収納家具は、本基準を満たす。
 - イ. 上記 ア. 以外の木質材料については、JIS A 1460 の規定する方法等により測定した数値が次の数値以下であるもの。

平均値	最大値
0.5mg/L	0.7mg/L

- 10 判断の基準の③イについては、クリーンウッド法の対象物品に適用することとする。
- 11 判断の基準の④ウについては、クリーンウッド法の対象物品以外にあっては、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しないこととする。
- 12 判断の基準⑥の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.130「家具 Version2」に係る認定基準をいう。
- 13 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する

比を示す数値をいう。

- 14 配慮事項⑥の定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及び ISO 14044)又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。
- 15 「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品」とは、当該製品のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、ライフサイクル全般にわたる温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量(以下本項において「クレジット」という。)を調達し、無効化又は償却した上で埋め合わせた(以下本項において「オフセット」という。)製品をいう。
- 16 オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、J-クレジット、二国間クレジット(JCM)、地域版 J-クレジットなど我が国の温室効果ガスインベントリに反映できるものを対象とする。なお、クレジットの更なる活用を図る観点から、クレジットに関する国内外の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象クレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。
- 17 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には次による。
 - ア. クリーンウッド法の対象物品にあつては、木材関連事業者はクリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。
 - イ. グリーンウッド法の対象物品以外にあつては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できるものとする。
 ただし、平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成 18 年 4 月 1 日の時点で原料・製品等を保管している者があらかじめ当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。

表1 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器(収納庫)の棚板に係る機能重量の基準

区 分	基準
収納庫(カルテ収納棚等の特殊用途は除く。)の棚板	0.1
棚(書架・軽量棚・中量棚)の棚板	0.1

備考) 棚板に適用される機能重量の基準の算出方法は、次式による。

機能重量の基準＝棚板重量(kg)÷棚耐荷重(kg)

表2 大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器に係る環境配慮設計項目

目 的	評 価 項 目	評 価 基 準
リデュース配慮設計	原材料の使用削減	原材料の使用量の削減をしていること。
	軽量化・減量化	部品・部材の軽量化・減量化をしていること。
リサイクル配慮設計	再生可能材料の使用	再生可能な材料を使用していること。
	再生可能材料部品の分離・分解の容易化	再生可能な材料を使用している部分は部品ごとに簡易に分離・分解できる接合方法であること。
		その他の部品は容易に取り外しができること。
	再生資源としての利用	合成樹脂部分の材料表示を図っていること。 材質ごとに分別できる工夫を図っていること。

●プロジェクト 【都:8. 画像機器等】

⇒『環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和7年1月)』(P57～59)より

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象となる「プロジェクト」は、コンピュータ入力端子を有し、コンピュータ等の画像を拡大投写できるフロント投写方式の機器であって、会議室、教室、講堂等を使用するものをいい、1m 以内の距離で横幅 1.2m 以上のスクリーンに投写できるプロジェクト(以下「短焦点プロジェクト」という。短焦点プロジェクトのうち、特に 0.5m 以内の距離で同様に投写できるプロジェクトを「超短焦点プロジェクト」という。)を含むものとする。
- 2 「固体光源」とは、発光ダイオード(LED)、半導体レーザー(LD)等の固体(物質)に電気などのエネルギーを供給し、励起されたときに物質特有の光放射をする固体デバイスをいう。
- 3 製品本体の重量の基準の算定方法は、有効光束に応じて次式による。
- 製品本体重量の基準(kg) = $0.0012 \times \Phi \times \alpha \times \beta$ ($\Phi < 5,000$)
製品本体重量の基準(kg) = $0.0030 \times \Phi \times \alpha \times \beta$ ($\Phi \geq 5,000$)
 Φ : 有効光束(lm)
 α : 超短焦点プロジェクトの場合は 1.5、短焦点プロジェクトの場合は 1.2、それ以外の場合は 1.0
 β : 固体光源の場合は 2.0、それ以外の場合は 1.0
- 4 消費電力の基準の算定方法は、次式による。
- 消費電力の基準(W) = $0.070 \times \Phi \times \alpha \times \beta + 85$
 Φ : 有効光束(lm)
 α : 超短焦点プロジェクトの場合は 1.2、短焦点プロジェクトの場合は 1.1、それ以外の場合は 1.0
 β : 固体光源の場合は 1.5、それ以外の場合は 1.0
- 5 「待機時消費電力」とは、製品が主電源に接続され、外部機器に接続しない状態で不定時間保たれる可能性のある最低消費電力をいう。待機(スタンバイ)は、製品の最低消費電力モードである。
- 6 判断の基準①ウについては、AC 遮断装置付の製品及び主として携帯目的の軽量型の製品には適用しない。
- 7 判断の基準①エの「情報提供がなされていること」とは、光源ランプ及び製品本体の包装、同梱される印刷物、取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し水銀が使用されている旨、及び使用済の光源ランプの適正な廃棄方法に関する情報提供がなされていることをいう。
- 8 判断の基準①エの「回収する仕組みがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
- ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済の光源ランプ又は製品を回収(自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(販売店における回収ルート、逆流通ルートによる回収、使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。
- イ. 回収が適切に行われるよう、光源ランプ及び製品本体に製品名及び事業者名(ブランド名なども可)がユーザに見やすく記載されていること。
- ウ. 光源ランプ及び製品本体の包装、同梱される印刷物、取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し使用済の光源ランプ又は製品の回収に関する具体的な情報(回収方法、回収窓口等)提供がなされていること。
- 9 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 10 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。
- 11 判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク商品類型のうち、商品類型 No.145「プロジェクト Version2」に係る認定基準をいう。
- 12 「光源ランプの交換時期」とは、光源ランプが初期照度の 50%まで低下する平均点灯時間であって、適正なランプ交換を促すための目安の時間をいう。
- 13 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する

比を示す数値をいう。

- 14 配慮事項④の定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及び ISO 14044)又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。
- 15 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)
- 16 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
 - ア. 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とすること。
 - イ. マニュアルや付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。
 - ウ. 物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し、使用・廃棄等に当たって当該事項に配慮すること。
 - エ. 使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みが構築されている場合は、回収の仕組みを利用した適切な処理を行うこと。

●ディスプレイ 【都:9. 電子計算機等】

⇒『環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和7年1月)』(P77～80)より

備考) 1 本項の

判断の基準の対象とする「ディスプレイ」は、ディスプレイスクリーン及び関連電子装置を有する製品であって、主な機能として、一つ以上の入力を経たコンピュータ、ワークステーション又はサーバ、外部ストレージ、若しくはネットワーク接続からの視覚情報を表示するもの(コンピュータモニタ及びサイネージディスプレイ)とする。

コンピュータモニタは、卓上での使用を基本とし、かつ、一人の人が見ることを想定したものである。また、サイネージディスプレイ(タイルドディスプレイシステム構成されたものを含む。)は、通常、卓上の使用を基本とせず、かつ、複数の人が見ることを想定したものであって、次の①から⑤の要件のうち、3 つ以上を満たすものとする。

- ①対角線画面サイズが 30 インチを超えるもの
- ②最大公表輝度が 1 平方メートル当たり 400 カンデラ(400cd/m²)を超えるもの
- ③画素密度が 1 平方インチ当たり 7,000 ピクセル(7,000 ピクセル/in²)以下であるもの
- ④搭載スタンドなしで出荷されるものであって、デスクトップ上のディスプレイを支えるよう設計される又は壁に垂直に取り付けるように構成されているもの
- ⑤RJ45 又は RS232 ポートを有するもの

2 判断の基準②、判断の基準③及び備考3から備考7までにおいて使用する動作モードは、以下のとおり。ただし、オフモードを備えていない製品の場合は、判断の基準③は適用しない。

- ①「オンモード」とは、ディスプレイが稼働し、主な機能を提供しているモードをいう。
- ②「スリープモード」とは、ディスプレイが一つ以上の主要ではない保護機能又は継続機能を提供する低電力モードをいう。なお、スリープモードは、以下の機能を有している。
 - ・遠隔スイッチ、タッチ機能、内部センサー又はタイマーを経由してオンモードにする。
 - ・時計を含む情報を提供する又は状態を表示する。
 - ・センサー機能を維持する。
 - ・ネットワークの存在を維持することができる。

③「オフモード」とは、ディスプレイが電力源に接続され、視覚情報を提供せず、かつ遠隔装置、内部信号又は外部信号により他のいかなるモードへも切り替えができないモードをいう。なお、ディスプレイは、使用者による統合型電源スイッチ又は制御装置の直接的な操作によってのみ、本モードを抜け出ることができる。また、一部の製品については、オフモードを持たないこともある。

3 コンピュータモニタに係る年間消費電力量の算定方法は、次式による。

$$ETEC = 8.76 \times (0.35 \times PON + 0.65 \times PSLEEP)$$

ETEC:年間消費電力量(単位:kWh)

PON:オンモード消費電力(単位:W)

PSLEEP:スリープモード消費電力(単位:W)

- 4 コンピュータモニタに係る最大年間消費電力量、自動明るさ調節許容値及びタッチ機能許容値の算定方法は、次式による。

ア. 最大年間消費電力量

$$\text{最大年間消費電力量(kWh)} = (\text{ETEC_MAX} + \text{EEP} + \text{EABC} + \text{EN} + \text{ET} + \text{EC} + \text{EHDR} + \text{EUSB}) \times \text{effAC_DC}$$

ETEC_MAX:表1により算定された最大消費電力量基準(単位:kWh)

EEP:下記イにより算定された性能強化ディスプレイに適用される許容値(単位:kWh)

EABC:下記ウにより算定された自動明るさ調節に適用される許容値(単位:kWh)

EN:完全なネットワーク接続性に適用される許容値 EN=2.9(kWh)

ET:下記エにより算定されたタッチ機能に適用される許容値(単位:kWh)

EC:下記オにより算定された曲面ディスプレイに適用される許容値(単位:kWh)

EHDR:表2により算定された HDR ディスプレイに適用される許容値(単位:kWh)

EUSB:USB Type-C を有するディスプレイに適用される許容値 EUSB=2.75(kWh)

effAC_DC:ディスプレイの給電で発生する交流・直流変換損失の標準補正係数であり、
交流給電ディスプレイは 1.0、標準直流ディスプレイは 0.85

イ. 性能強化ディスプレイ許容値

次の全ての要件を満たすコンピュータモニタについては、下式により算定された性能強化ディスプレイの消費電力量の許容値を最大年間消費電力量に用いることができる。

- ・画面カバーガラスの有無にかかわらず、平面画面では少なくとも 85° から直角の水平視野角度において、曲面画面においては少なくとも 83° から直角の水平視野角度において、最低 60 対 1 のコントラスト比であること
- ・基本解像度は 2.3 メガピクセル以上であること
- ・色域は CIE LUV の 32.9%以上であること

$$\text{EEP} = ((1.70 \times ((G/100\%) - 0.52) \times \text{ETEC_MAX}$$

G:色域であり CIE LUV を百分率で表したもの

ETEC_MAX:最大消費電力量基準(単位:kWh)

ウ. 自動明るさ調節許容値

自動明るさ調節が初期設定で可能なコンピュータモニタの場合、オンモード電力低減率 RABC を算定し、RABC が 20%以上の場合に、自動明るさ調節許容値 EABC を適用する。オンモード電力低減率 RABC 及び自動明るさ調節許容値 EABC の算定方法は、次式による。

$$\text{RABC} = 100 \times ((P300 - P12) / P300)$$

P300:300lx の周囲光水準で試験したときのオンモード消費電力(単位:W)

P12:12lx の周囲光水準で試験したときのオンモード消費電力(単位:W)

$$\text{EABC(kWh)} = 0.05 \times \text{ETEC_MAX}$$

ETEC_MAX:最大消費電力量基準(単位:kWh)

エ. タッチ機能許容値

$$\text{ET(kWh)} = 0.17 \times \text{ETEC_MAX}$$

ETEC_MAX:最大消費電力量基準(単位:kWh)

オ. 曲面ディスプレイ許容値

$$\text{EC(kWh)} = 0.15 \times \text{ETEC_MAX}$$

ETEC_MAX:最大消費電力量基準(単位:kWh)

- 5 サイネージディスプレイに係る最大オンモード消費電力の算定方法は、次式による。

$$\text{PON_MAX} = (4.0 \times 10^{-5} \times L \times A) + 120 \times \tanh(0.0005 \times (A - 140.0) + 0.03) + 20$$

PON_MAX:最大オンモード消費電力(単位:W)

A:可視画面面積(単位:平方インチ)

L:最大測定輝度(単位:cd/m²)

- 6 サイネージディスプレイに係るオンモード消費電力の要件及び自動明るさ調節許容値の算定方法は、次式による。

ア. オンモード消費電力の要件

オンモード消費電力(W) ≤ PON_MAX + PABC + PModule

PON_MAX:最大オンモード消費電力(単位:W)

PABC:下記イにより算定された自動明るさ調節に適用される許容値(単位:W)

PModule:組み込み又はプラグインモジュールを有するディスプレイに適用される許容値

PModule = 2.5(W)

イ. 自動明るさ調節許容値

自動明るさ調節が初期設定で可能なサイネージディスプレイの場合、備考4ウによりオンモード電力低減率 RABC を算定し、RABC が 20%以上の場合に、自動明るさ調節許容値 PABC を適用する。自動明るさ調節許容値 PABC の算定方法は、次式による。

PABC(W) = 0.05 × PON_MAX

PON_MAX:最大オンモード消費電力(単位:W)

- 7 サイネージディスプレイに係るスリープモード消費電力基準の算定方法は、次式による。

なお、最大スリープモード消費電力及び各許容値は、下表による。

スリープモード消費電力基準 = PSLEEP_MAX + PN + POS + PT

PSLEEP_MAX:最大スリープモード消費電力(単位:W)

PN:完全なネットワーク接続性に適用される許容値(単位:W)

POS:占有センサーに適用される許容値(単位:W)

PT:タッチ機能に適用される許容値(単位:W)

- 8 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

- 9 判断の基準⑤については、パーソナルコンピュータ表示装置に適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。

- 10 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)

- 11 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

- 12 消費電力等の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム制度運用細則(令和3年4月施行) 別表第2-2(令和3年4月発効)」による。

表 画面サイズによるスリープモード消費電力基準及び各許容消費電力

画面サイズ (インチ)	PSLEEP_MAX (W)	PN (W)	Pos (W)	PT (W)
画面サイズ ≤ 30	0.5	3.0	0.3	0.0
画面サイズ > 30				1.5

表1 コンピュータモニタに係る最大消費電力量基準

可視画面面積(平方インチ)	最大消費電力量基準(kWh)
---------------	----------------

$A < 190$	$(4.00 \times r) + (0.172 \times A) + 1.50$
$190 \leq A < 210$	$(4.00 \times r) + (0.020 \times A) + 30.40$
$210 \leq A < 315$	$(4.00 \times r) + (0.091 \times A) + 15.40$
$A \geq 315$	$(4.00 \times r) + (0.182 \times A) - 13.20$

備考) r は画面解像度(メガピクセル)を、A は可視画面面積(平方インチ)をそれぞれ表す。

表2 コンピュータモニタに係る HDR ディスプレイの消費電力量の許容値

VESA Display HDR 適合	許容値(kWh)
HDR600	$0.05 \times \text{ETEC_MAX}$
HDR1000	$0.10 \times \text{ETEC_MAX}$

備考) 1 HDR ディスプレイの消費電力量の許容値は Display HDR600 又は 1000 を満たすモデルに適用される。

2 ETEC_MAX は最大消費電力量基準(kWh)を表す。

●デジタル印刷機【都:10. オフィス機器等(デジタル印刷機)】

⇒『環境物品の調達の推進に関する基本方針』(令和7年1月)(P84～86)より

備考) 1 「デジタル印刷機」とは、デジタル製版機能を有した孔版方式の全自動印刷機をいう。

2 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

3 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。

4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

表 デジタル印刷機のエネルギー消費効率の基準

		デジタル印刷機エネルギー消費効率(W)			
		A3 対応機		B4 対応機, A4 対応機	
		プリンタ機能 作動時	プリンタ機能 非作動時	プリンタ機能 作動時	プリンタ機能 非作動時
プリンタ機能標準装備型		35.5	28	22	20
上記以外	プリンタ機能あり	35.5		22	
	プリンタ機能なし		24		19

備考) 1 「プリンタ機能標準装備型」とは、パソコンの出力プリンタとして動作する機能が標準装備として付加され、製品として切り離すことのできないものをいう。

2 「上記以外」とは、拡張機能としてパソコンの出力プリンタとして動作する機能を付加できるもの及びパソコンの出力プリンタとして動作することができないものをいう。

3 「A3 対応機」、「B4 対応機」、「A4 対応機」とは、次による。

A3 対応機:最大印刷領域の各辺がそれぞれ 287mm、409mm 以上のもの

B4 対応機:最大印刷領域の各辺がそれぞれ 250mm、353mm 以上のもの

A4 対応機:最大印刷領域の各辺がそれぞれ 204mm、288mm 以上のもの

4 エネルギー消費効率の算定方法については次式による。

$$E = (A + 7 \times B) / 8$$

A:機械立ち上げ時の 1 時間における消費電力量(Wh)

- ・電源の投入後、印刷速度はデフォルトで、テストチャートを使用して 1 版目を製版し、①の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で 2 版目の製版を開始し、①の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。
- ・電源投入後速度変更はしない。

B:通常時の 1 時間における消費電力量(Wh)

- ・Aの測定終了後 1 版目を製版し、①の条件で印刷を行う。印刷終了後直ちに同じ条件で 2 版目の製版を開始し、①の条件で印刷を行う。その後その状態で放置するものとする。

A、B の測定条件

- ① 1 版当たりの印刷枚数 200 枚／版
- ② 1 時間の製版枚数 2 版／時
- ③ 1 時間の印刷枚数 400 枚／時
- ④ 印刷速度 工場出荷時に設定された電源投入時の速度
- ⑤ テストチャート A4、画像面積比率 4～7%
- ⑥ 標準印刷用紙 64g/m²の上質紙
- ⑦ 測定時の環境条件 温度:21±3℃／湿度:65±10%
測定前に 12 時間以上放置
- ⑧ プリンタ機能非作動時の測定の場合、放置時におけるオートシャットオフモード又は低電力モードへの移行を認める。
- ⑨ 低電力モード及びオートシャットオフモードへの移行時間は 5 分にセットする。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値を用いる。
- ⑩ プリンタ機能作動時の測定の場合、オートシャットオフモード機能を作動させてはならない、また、放置時における低電力モードへの移行を認める。

●一次電池又は小形充電式電池【都:10. オフィス機器等(一次電池又は小形充電式電池)】

⇒「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和7年 1 月)(P89-90)より

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「一次電池又は小形充電式電池」は、我が国における形状の通称「単1形」「単2形」「単3形」又は「単4形」とする。

2 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

3 配慮事項②の定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及び ISO 14044)又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

24 「最小平均持続時間」は JIS C 8515 に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。
JIS C 8515 で規定されるアルカリ乾電池に適合する一次電池は、本基準を満たす。

表 一次電池に係る最小平均持続時間

通称	主な用途など	放電試験条件			最小平均持続時間
		放電負荷	1 日当たりの放電時間	終止電圧	初 度
単1形	携帯電灯	2.2Ω	注 1	0.9V	750 分
	モータ使用機器・玩具	2.2Ω	1 時間	0.8V	16 時間
	ポータブルステレオ	600mA	2 時間	0.9V	11 時間
2 単	モータ使用機器・玩具	3.9Ω	1 時間	0.8V	14 時間

	携帯電灯	3.9Ω	注 1	0.9V	790 分
	ポータブルステレオ	400mA	2 時間	0.9V	8 時間
単 3 形	高負荷機器	1,500mW	注 2	1.05V	40 回
	携帯電灯 (LED)	650mW	注 3	0.9V	230 分
	モータ使用機器・玩具	3.9Ω	1 時間	0.8V	5 時間
	玩具 (モーターなし)	3.9Ω	1 時間	0.9V	5 時間
	CD プレーヤ・電子ゲーム	250mA	1 時間	0.9V	15 時間
	ラジオ・時計・リモコン	100mA	注 4	1.0V	30 時間
単 4 形	携帯電灯	50mA	注 3	0.9V	130 分
	モータ使用機器・玩具	5.1Ω	1 時間	0.8V	120 分
	デジタルオーディオ	5.1Ω	注 5	0.9V	12 時間
	リモコン	50mA	注 6	1.0V	14.5 時間

備考) 初度の最小平均持続時間に対する12か月貯蔵後の最小平均持続時間の比率は90%以上であること。

注1:4分放電・11分放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

注2:5分放電(1,500mWの2秒放電・650mWの28秒放電の交互放電)・55分放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。

注3:4分放電・56分放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

注4:1時間放電・7時間放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。

注5:1時間放電・11時間放電休止の周期を24時間連続して繰り返す。

注6:15秒放電・45秒放電休止の周期を8時間連続して繰り返す。

●移動電話【都:11. 移動電話等】

⇒『環境物品の調達の推進に関する基本方針』(令和7年1月)(P91～94)より

- 備考)
- 1 本項の判断の基準の対象とする「携帯電話」とは、携帯用に搭載される移動局電話装置で携帯電話無線基地局に接続されるものであって、通常の行政事務の用に供するものをいう。
 - 2 本項の判断の基準の対象とする「PHS」とは、携帯用に搭載される移動局電話装置で公衆用 PHS 基地局に接続されずに内線等として、通常の行政事務の用に供するものをいう。
 - 3 本項の判断の基準の対象とする「スマートフォン」とは、携帯電話又は PHS に携帯情報端末を融合させたもので、音声通話機能・ウェブ閲覧機能を有し、利用者が自由にアプリケーションソフトを追加して機能拡張等が可能な端末をいう。
 - 4 「搭載機器・機能の簡素化」とは、可能な限り通話及びメール機能等に限定することとする。
 - 5 判断の基準③については、表の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていることを指す。
 - 6 判断の基準④の「回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。

回収のシステムについては、次の要件ア、イ及びウを満たすこと。

ア. 製造事業者又は販売事業者が自主的に使用済みの製品等を回収(自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。複数の事業者が共同して回収することを含む。)するルート(販売店における回収ルート、使用者の要請に応じた回収等)を構築していること。

イ. 回収が適切に行われるよう、製品本体に製品名及び事業者名(ブランド名なども可)が廃棄時

に見やすく記載されていること。

- ウ. 製品の包装、同梱される印刷物、製品本体の取扱説明書又はウェブサイトのいずれかでユーザに対し使用済製品等の回収に関する具体的な情報(回収方法、回収窓口使用済製品等の回収に関する具体的な情報(回収方法、回収窓口等)の提供がなされていること。

マテリアルリサイクルのシステムについては、次の要件エ及びオを満たすこと。

エ. 金属やプラスチック等を材料としてリサイクルするための取組がなされていること。

オ. 部品の素材情報については、廃棄時に分別が容易なよう可能な限り記載されていること。

- 7 判断の基準⑦の「バッテリーの長寿命化機能」とは、満充電しないことでバッテリー負荷を低減し、充電サイクル数を増やすなどのバッテリーの管理機能をいい、例えばバッテリーが全容量の 80%まで充電されると自動的に充電を終了することをオプションでユーザが選択できる機能などを指す。

- 8 判断の基準⑤の「製品製造終了後6年以上保有」については、スマートフォンにあっては、当該基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、「製品製造終了後3年以上保有」とする。なお、当該期間については、市場動向を勘案しつつ、検討を実施することとする。また、通信システムの切替等にともない、当該機器が継続的に使用できない場合には適用しないものとする。

- 9 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

- 10 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。

- 11 「希少金属類」とは、昭和 59 年8月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された 31 鉱種(希土類は 17 元素を 1 鉱種として考慮)の金属をいう。

- 12 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

- 13 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源(バイオマス)を使用するプラスチックをいう。

- 14 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。

- 15 「バイオマスプラスチック」の重量は、当該プラスチック重量にバイオベース合成ポリマー含有率(プラスチック重量に占めるバイオマスプラスチックに含まれるバイオマス由来原料分の重量の割合)を乗じたものとする。

- 16 判断の基準⑪の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.166「スマートフォン・携帯電話 Version1」に係る認定基準をいう(PHS は除く)。

- 17 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

- 18 配慮事項⑥の定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及び ISO 14044)又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

- 19 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア. 調達に当たって、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能を要件とすること。

イ. マニュアルや充電器等の付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。

ウ. 物品の調達時に取扱説明書等に記載されている配慮事項を確認し、配慮すること。

エ. 携帯電話等端末の更新等により端末を処分するに当たっては、回収システムを利用した適切

な処理を行うこと。

表 移動電話等に係る環境配慮設計項目

目 的	評 価 項 目	評 価 基 準
リデュース配慮設計	製品等の省資源化(小型化、軽量化)	製品の容積や質量を、削減抑制していること。
	製品の省電力化	製品の消費電力を抑制していること。また、低消費電力技術等の開発に取り組んでいること。
	製品の長寿命化	製品の信頼性、耐久性が維持又は向上していること。
リユース配慮設計	共有化設計	充電器等について、リユースが容易な設計になっていること。
	分離・分解しやすい設計	リユースのための分離・分解が容易であること。
リサイクル配慮設計	リサイクル時の環境負荷低減	希少な材料を含む部品や鉄、銅、アルミニウム等汎用金属類の種類が把握できていること。
		複合材料の使用やリサイクルを阻害する加工等を削減していること。
	分離・分解が容易な構造	再資源化原料として利用が可能な材料、部品にするための分離・分解が容易であること。
		異種材料の分離が容易な構造であること。
		リサイクルのための分離・分解が容易であること。
	分別の容易性	リサイクルのための材料、部品等の材料判別が容易であること。
		製品の筐体に使用するプラスチックの種類、グレードが可能な限り統一されていること。

●ランプ(電球形 LED ランプ) 【都:12. 照明・家電製品等(電球形 LED ランプ)】

⇒『環境物品の調達の推進に関する基本方針』(令和 7 年 1 月) (P126～127)より

(注)電球形状のランプは電球型LEDランプを原則とすること。

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「電球形 LED ランプ」は、電球用のソケットにそのまま使用可能なランプであって、一般照明として使用する白色 LED 使用の電球形状のランプとする。ただし、振動又は衝撃に耐えることを主目的とするもの、人感センサ、非常用照明(直流電源回路)等は除く。2 「口金の種類が E26、E17 又は GX53」とは、JIS C 8158 (一般照明用電球形 LED ランプ(電源電圧 50V 超))に規定する口金の種類を表す記号が「E26、E17 又は GX53」であるものをいう。

3 「平均演色評価数 Ra」の測定方法は、JIS C 7801(一般照明用光源の測光方法)に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。

4 「光源色」は、JIS Z 9112(蛍光ランプ・LED の光源色及び演色性による区分)に規定する光源色の区分に準ずるものとする。

5 昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「蛍光ランプ」及び「電球形状のランプ」に含まれないものとする。

6 「定格寿命」とは、光源の初期の光束が 70%まで減衰するまでの時間とする。また、その測定方法は、JIS C 8152-3(照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法—第 3 部:光束維持率の測定方法)に準ずるものとする。

7 判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No. 150「電球形 LED ランプ

Version1」に係る認定基準をいう。

- 8 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 9 配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040 及び ISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。
- 10 「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品」とは、当該製品のライフサイクルにおける温室効果ガス排出量の算定基準に基づき、第三者機関により検証等を受けたライフサイクル全般にわたる温室効果ガス排出量の全部を認証された温室効果ガス排出削減・吸収量（以下本項において「クレジット」という。）を調達し、無効化又は償却した上で埋め合わせた（以下本項において「オフセット」という。）製品をいう。
- 11 オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、J-クレジット、二国間クレジット（JCM）、地域版 J-クレジットなど我が国の温室効果ガスインベントリに反映できるものを対象とする。なお、クレジットの更なる活用を図る観点から、クレジットに関する国内外の議論の動向や市場動向を踏まえつつ、対象品目及び対象クレジットを拡大する等、需要拡大に向けた検討を実施するものとする。

表1 E26、E17又はGX53の電球形LEDランプに係るランプ効率の基準

光源色	ランプ効率
昼光色	110.0lm/W以上
昼白色	
白色	
温白色	98.6lm/W以上
電球色	

備考) 次のいずれかに該当する場合は、表2に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。

- ①電源電圧50V以下のもの
- ②平均演色評価数Raが90以上のもの
- ③調光器対応機能付きのもの

表2 E26、E17又はGX53口金以外の電球形LEDランプに係るランプ効率の基準

光源色	ランプ効率
昼光色	80lm/W以上
昼白色	
白色	
温白色	70lm/W以上
電球色	

備考) 調光・調色対応の電球形LEDランプについては、表2の光源色別の区分のランプ効率の基準から5lm/Wを差し引いた値とする。なお、当該ランプのランプ効率については、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。

●エアコンディショナー【都:12. 照明・家電製品等(家庭用エアコン、業務用エアコン)】

⇒『環境物品の調達の推進に関する基本方針』(令和7年1月)(P105～108)より

備考) 1 次のいずれかに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「エアコンディショナー」に含まれないものとする。

- ①冷房能力が28kW(マルチタイプの場合は50.4kW)を超えるもの
- ②冷房の用にのみに供するもの、窓に設置される構造のもの及び壁を貫通して設置される構造のもの
- ③水冷式のもの

- ④圧縮用電動機を有しない構造のもの
 - ⑤電気以外のエネルギーを暖房の熱源とする構造のもの
 - ⑥機械器具の性能維持若しくは飲食物の衛生管理のための空気調和を目的とする温度制御機能又は除じん性能を有する構造のもの
 - ⑦専ら室外の空気を冷却して室内に送風する構造のもの
 - ⑧スポットエアコンディショナー
 - ⑨車両その他の輸送機関用に設計されたもの
 - ⑩高気密・高断熱住宅用に設計されたもので、複数の居室に分岐ダクトで送風し、かつ、換気装置と連動した制御を行う構造のもの
 - ⑪冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽(暖房用を兼ねるものを含む。)を有する構造のもの
 - ⑫専用の太陽電池モジュールで発生した電力によって圧縮機、送風機その他主要構成機器を駆動する構造のもの
 - ⑬床暖房又は給湯の機能を有するもの
 - ⑭分離熱源型のマルチタイプのもののうち冷房によって吸収された熱を暖房の熱源として用いるもの
- 2 「マルチタイプのもの」とは、1の室外機に2以上の室内機を接続するものをいう。
- 3 「ビル用マルチエアコンディショナー」とは、分離型であってマルチタイプのもののうち、室内機ごとに空気の温度又は湿度を調整することができるものをいう。
- 4 判断の基準③については、経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則(平成 27 年経済産業省令第 29 号)第3条に規定する家庭用エアコンディショナー及び店舗・事務所用エアコンディショナーのうち、「エアコンディショナーの製造業者等の判断の基準となるべき事項」(平成 27 年経済産業省告示第 50 号)により目標値及び目標年度が定められる製品(中央方式エアコンディショナーのうち遠心式の圧縮機を用いるものを除く。)に適用するものとする。なお、業務用エアコンディショナーのうち、ビル用マルチエアコンディショナーの基準値2の場合は、本項の判断の基準を適用しない。
- 5 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 6 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 7 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。
- 8 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。
- 9 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表 1 家庭用エアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率又は算定式

区 分			基準エネルギー消費効率 又は算定式
ユニットの形態	冷房能力	仕様	
直吹き形で壁掛け形のもの	2.8kW 以下	寒冷地仕様以外のもの	6.6
		寒冷地仕様のもの	6.2
	2.8kW 超 28.0kW 以下	寒冷地仕様以外のもの	$E=6.84-0.210 \times (A-2.8)$ ただし、 $E=6.6$ を上限、 $E=5.3$ を下限とする。
		寒冷地仕様のもの	$E=6.44-0.210 \times (A-2.8)$ ただし、 $E=6.2$ を上限、 $E=4.9$ を下限とする。
直吹き形で壁掛け形以外のもの（マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く。）	3.2kW 以下	—	5.4
	3.2kW 超 4.0kW 以下	—	5.0
	4.0kW 超 28.0kW 以下	—	4.5
マルチタイプのものであって室内機の運転を個別制御するもの	4.0kW 以下	—	5.6
	4.0kW 超 7.1kW 以下	—	5.6
	7.1kW 超 28.0kW 以下	—	5.5

備考) 1 「寒冷地」とは、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成 28 年国土交通省告示第 265 号）」別表第 10 に規定する地域の区分のうち、1、2、3 又は 4 の地域をいう。

2 「寒冷地仕様のもの」とは、寒冷地での使用を想定したものであって、次の①から③までの仕様をすべて満たすものをいう。

①積雪、低温に起因する故障を防止するように設計・製造されたもの。

②JIS B 8615-1:2013 暖房極低温（-7℃）で定格暖房標準能力以上を発揮するもの。

③JIS C 9612:201 解説表に記載されている地域の寒冷地最低外気温（-15℃以下）で JIS B 8615-1:2013 6.3.5 の運転性能要求事項を満たすもの。

3 E 及び A は次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位：通年エネルギー消費効率）

A：冷房能力（単位：kW）

4 エネルギー消費効率の算定法については、「エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 21 年経済産業省告示第 213 号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法（3）」による。

表2 業務用エアコンディショナーに係る基準エネルギー消費効率又は算定式

区 分	基準エネルギー消費効率 又は算定式	室内機の種類	冷房能力	
複数組合せ形のものと 及び下記以外のもの		3.6kW 未満	E=6.0	
3.6kW 以上 10.0kW 未 満		$E=6.0-0.083 \times (A-3.6)$		
10.0kW 以上 20.0kW 未満		$E=6.0-0.12 \times (A-10)$		
20.0kW 以上 28.0kW 以下	四方向カセット形	$E=5.1-0.060 \times (A-20)$		
		3.6kW 未満	E=5.1	
		3.6kW 以上 10.0kW 未 満	$E=5.1-0.083 \times (A-3.6)$	
		10.0kW 以上 20.0kW 未満	$E=5.1-0.10 \times (A-10)$	
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	$E=4.3-0.050 \times (A-20)$	
四方向カセット形以 外	マルチタイプのも ので室内機の運転 を個別制御するも の		10.0kW 未満	E=5.7
	10.0kW 以上 20.0kW 未満		$E=5.7-0.11 \times (A-10)$	
	20.0kW 以上 40.0kW 未満		$E=5.7-0.065 \times (A-20)$	
40.0kW 以上 50.4kW 以下	$E=4.8-0.040 \times (A-40)$			
室内機が床置きで ダクト接続形のも の及びこれに類す るもの			20.0kW 未満	E=4.9
20.0kW 以上 28.0kW 以下	直吹き形		E=4.9	
			20.0kW 未満	E=4.7
		20.0kW 以上 28.0kW 以下	E=4.7	
ダクト形	備考)	1 「ダクト接続形のもの」とは、吹き出し口にダクトを接 続するものをいう。 2 E 及び A は次の数値を表すものとする。 E: 基準エネルギー消費効率(単位: 通年エネルギー消費 効率) A: 冷房能力(単位: kW) 3 エネルギー消費効率の算定法については、「エアコンディ ショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー 消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 21 年経済 産業省告示第 213 号)の「3 エネルギー消費効率の測定 方法 (2)」による。		

● 電気冷蔵庫等【都:12. 照明・家電製品等(冷蔵庫)】

⇒『環境物品等の調達の推進に関する基本方針』（令和7年1月）』（P95～97）より

備考) 1 次の①から④のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気冷蔵庫」及び「電気冷凍冷蔵庫」に含まれないものとする。

- ① 業務の用に供するために製造されたもの
- ② 熱電素子を使用するもの
- ③ 吸収式のもの
- ④ ワイン貯蔵が主な用途であるもの

また、上記①から③のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気冷凍庫」に含まれないものとする。

2 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成 13 年法律第 64 号)第 2条第1項に定める物質をいう。

3 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

4 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。ただし、判断の基準④については、電気冷凍庫には適用しない。

5 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

6 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表 電気冷蔵庫、電気冷凍冷蔵庫及び電気冷凍庫に係る基準エネルギー消費効率算定式

区 分			基準エネルギー消費効率の 算定式
種 別	冷却方式	定格内容積	
電気冷蔵庫及び 電気冷凍冷蔵庫	冷気自然対流方式のもの	-	$E1=0.735 \times V1+122$
	冷気強制循環法式のもの	375 リットル以下	$E1=0.199 \times V1+265$
		375 リットル超	$E1=0.281 \times V1+112$
電気冷凍庫	冷気自然対流方式のもの	-	$E2=0.589 \times V2+74$
	冷気強制循環法式のもの	-	$E2=1.328 \times V2+80$

備考) 1 E1、V1 及び E2、V2 は、次の数値を表すものとする。

E1: 基準エネルギー消費効率(単位:kWh/年)

V1: 調整内容積(各貯蔵室の定格内容積に調整内容積係数を乗じた数値の総和であって、次に掲げる算定式により算出し、小数点以下を四捨五入した数値)(単位:L)

$$V1 = \sum (Kci \times Vi) \quad (i=1, \dots, n)$$

Kci: 調整内容積係数(次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとに右欄に掲げる数値)

Vi: 定格内容積(次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとの数値)(単位:L)

n: 電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫の貯蔵室数

貯蔵室の種類	調整内容積係数(Kci)
パントリー	0.38
セラー	0.62
冷蔵	1
チラー	1.1
ゼロスター	1.19
ワンスター	1.48
ツースター	1.76
スリースター又はフォースター	2.05

E2: 基準エネルギー消費効率(単位:kWh/年)

V2: 調整内容積(各貯蔵室の定格内容積に調整内容積係数を乗じた数値の総和であって、次に掲げる算定式により算出し、小数点以下を四捨五入した数値)(単位:L)

$$V2 = \sum (Kci \times Vi) \quad (i=1, \dots, n)$$

Kci: 調整内容積係数(次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとに右欄に掲げる数値)

Vi: 定格内容積(次の表の左欄に掲げる貯蔵室の種類ごとの数値)(単位:L)

n: 電気冷凍庫の貯蔵室数

貯蔵室の種類	調整内容積係数(Kci)
ワンスター	1.48
ツースター	1.76
スリースター又はフォースター	2.05

2 電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫のエネルギー消費効率の算定法については、「電気冷蔵庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 28 年経済産業省告示第 38 号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (3)」による。

3 電気冷凍庫のエネルギー消費効率の算定法については、「電気冷凍庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 28 年経済産業省告示第 39 号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (3)」による。

● テレビジョン受信機【都:12. 照明・家電製品等(テレビ)】

⇒『環境物品等の調達の推進に関する基本方針』(令和7年1月)』(P98～100)より

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「テレビジョン受信機」に含まれないものとする。

- ① 産業用のもの
- ② ブラウン管方式のもの
- ③ テレビジョン放送による国内基幹放送を受信することができないもの
- ④ 映像を表示する装置であって直視型でないもの
- ⑤ プラズマディスプレイ方式のもの
- ⑥ 受信機型サイズが 10 型若しくは 10V 型以下のもの
- ⑦ ワイヤレス方式のもの
- ⑧ 電子計算機用ディスプレイであってテレビジョン放送受信機能を有するもの
- ⑨ 垂直方向の画素数が 4,320 かつ水平方向の画素数が 7,680 のもの(以下「8K」という。)
- 2 「2K」とは、垂直方向の画素数が 1,080 かつ水平方向の画素数が 1,920 のものをいう。以下同じ。
- 3 「4K」とは、垂直方向の画素数が 2,160 かつ水平方向の画素数が 3,840 のものをいう。以下同じ。
- 4 判断の基準③については、赤外線リモコンに適用することとし、「リモコン待機時の消費電力」とは、リモコンで電源を切った状態の消費電力をいう。
- 5 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 6 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。
- 7 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 8 配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント (ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント (ISO 14040 及び ISO 14044) 又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。
- 9 「再生プラスチック」とは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材又は不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)
- 10 調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。

表1 液晶テレビ又は有機ELテレビに係る基準エネルギー消費効率の算定式

区 分		基準エネルギー消費効率の算定式
パネル種類	画素数	
液晶	2K 未満	$E=0.00407 \times A + 30.08$
	2K 以上4K 未満	$E=0.00605 \times A + 56.13$
	4K 以上	$E=0.00728 \times A + 62.99$
有期EL	—	$E=0.02136 \times A - 16.40$ (A<4,258 の場合75.0)

備考) 1 E 及び A は次の数値を表すものとする。

E: 基準エネルギー消費効率(単位: kWh/年)

A: 画面面積(単位: 平方センチメートル)

2 表2に掲げる付加機能を有するものについては、エネルギー消費効率から表2の右欄の想定消費電力量の数値を減じた数値で判断するものとする。

3 エネルギー消費効率の算定方法については、「テレビジョン受信機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 22 年経済産業省告示第 24 号)の「2 エネルギー消費効率の測定方法 2-2」による。

表2 液晶テレビ又は有機ELテレビに係る付加機能に対する想定消費電力量

付 加 機 能	想定消費電力量 (kWh/年)
2K チューナーを2つ以上内蔵	2.8
4K チューナーを2つ以上内蔵	5.5
録画装置内蔵(HDD3.5 インチ)	11.0
録画装置内蔵(HDD2.5 インチ)	4.8
録画装置内蔵(SSD)	3.7
ブルーレイディスクレコーダー又はDVD レコーダー内蔵(4K 以上に対応)	23.9
ブルーレイディスクレコーダー又はDVD レコーダー内蔵(4K 未満に対応)	16.7
動画倍速表示(4K 以上に対応)	18.3
動画倍速表示(4K 未満に対応)	17.0

備考)「動画倍速表示」とは、1 秒間に120 コマ以上の静止画を表示するものをいう。

● 電気便座【都:12. 照明・家電製品等(電気便座)】

⇒『環境物品等の調達の推進に関する基本方針』(令和7年1月)』(P101～102)より

備考) 1 次のいずれかに該当するものは、本項の判断の基準の対象とする「電気便座」に含まれないものとする。

- ① 他の給湯設備から温水の供給を受けるもの
- ② 温水洗浄装置のみのもの
- ③ 可搬式のもののうち、福祉の用に供するもの
- ④ 専ら鉄道車両等において用いるためのもの
- ⑤ 幼児用大便器において用いるためのもの
- ⑥ 暖房用の便座のみを有するもの

2 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。

3 配慮事項①の定量的環境情報は、カーボンフットプリント (ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント (ISO 14040 及び ISO 14044) 又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。

4 「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。

表 電気便座に係る基準エネルギー消費効率

区 分		基準エネルギー消費効率
温水洗浄便座(洗浄機能有り)	貯湯式(貯湯タンク有り)	172
	瞬間式(貯湯タンク無し)	87

備考) 1 「温水洗浄便座」とは、暖房便座に温水洗浄装置を組み込んだものをいう。

2 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第 288 号(平成 19 年 11 月 26 日)の「3エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

● 自動販売機設置【都:13. 自動販売機(飲料自動販売機)】

⇒『環境物品等の調達の推進に関する基本方針』(令和7年1月)』(P259～262)より

- 備考)
- 1 本項の判断の基準の対象となる「飲料自動販売機設置」は、缶・ボトル飲料自動販売機、紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機を設置する場合をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを設置する場合は、これに含まれないものとする。
 - ① 商品を常温又は常温に近い温度のみで保存する収容スペースをもつもの
 - ② 台の上に載せて使用する小型の卓上型のもの
 - ③ 車両等特定の場所で使用することを目的とするもの
 - ④ 電子冷却(ペルチェ冷却等)により、飲料(原料)を冷却しているもの
 - 2 本項の判断の基準は、設置に係る契約等の期間中又は契約更新等の場合で機器の入替えが発生しない場合には適用しないものとする。
 - 3 「エネルギー消費効率基準達成率」とは、表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した当該機器の基準エネルギー消費効率をエネルギー消費効率で除した数値を百分率(小数点以下を切り捨て)で表したものである。
 - 4 判断の基準①及び②については、災害対応自動販売機、ユニバーサルデザイン自動販売機及び社会貢献型自動販売機のうち、当該機能を有することにより、消費電力量の増加するものには適用しないものとする。
 - 5 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第1項に定める物質をいう。判断の基準③において使用できる冷媒は、二酸化炭素、炭化水素及びハイドロフルオロオレフィン(HFO1234yf)等。
 - 6 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比で示した数値をいう。
 - 7 判断の基準⑥については、リユース部品には適用しないものとする。
 - 8 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
 - 9 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の附属書Aの表 A.1(特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値)に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950 に準ずるものとする。
 - 10 判断の基準⑧については、設置する自動販売機の数及び場所並びに飲料の販売量等を勘案し、回収に支障がないよう適切に設置すること。
 - 11 配慮事項⑤の「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「13-1 自動車」を対象とする。
 - 12 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
 - ア. 利用人数、販売量等を十分勘案し、必要な台数、適切な大きさの自動販売機を設置すること。
 - イ. 設置場所(屋内・屋外、日向・日陰等)によって、エネルギー消費等の環境負荷が異なることから、可能な限り環境負荷の低い場所に設置するよう検討すること。
 - ウ. マイカップ対応型自動販売機の設置に当たっては、設置場所及び周辺の清掃・衛生面の確認を行い、購入者への注意喚起を実施するとともに、衛生面における問題が生じた場合の責任の所在の明確化を図ること。

表1 飲料自動販売機に係る基準エネルギー消費効率算定式

区 分			基 準 エ ネ ル ギ ー 消費効率の算定式
販 売 す る 飲料の種類	自 動 販 売 機 の 種 類		
缶・ボトル飲料	コールド専用機又はホットオアコールド機		E=0.218V+401
	ホットアンドコールド機(庫内奥行寸法が 400mm 未満のもの)		E=0.798Va+414
	ホットアンドコールド機 (庫 内 奥 行 寸 法 が 400mm 以上のもの)	電子マネー対応装置のないもの	E=0.482Va+350
		電子マネー対応装置のあるもの	E=0.482Va+500
紙 容 器 飲 料	A タイプ(サンプルを使用し、商品販売を行うもの)	コールド専用機	E=0.948V+373
		ホットアンドコールド機(庫内が 2 室のもの)	E=0.306Vb+954
		ホットアンドコールド機(庫内が 3 室のもの)	E=0.630Vb+1474
	B タイプ(商品そのものを視認し、商品販売を行うもの)	コールド専用機	E=0.477V+750
		ホットアンドコールド機	E=0.401Vb+1261
カップ式飲料	—		E=1020[T ≤ 1500] E=0.293T+580[T > 1500]

- 備考) 1 「コールド専用機」とは、商品を冷蔵して販売するためのものをいう。
- 2 「ホットオアコールド機」とは、商品を冷蔵又は温蔵どちらか一方にして販売するためのものをいう。
- 3 「ホットアンドコールド機」とは、自動販売機の内部が仕切壁で仕切られ、商品を冷蔵又は温蔵して販売するためのものをいう。
- 4 E,V,Va,Vb 及び T は、次の数値を表すものとする。
- E : 基準エネルギー消費効率(単位:kWh/年)
- V : 実庫内容積(商品を貯蔵する庫室の内寸法から算出した数値をいう。)(単位:L)
- Va:調整庫内容積(温蔵室の実庫内容積に 40 を乗じて 11 で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。)(単位:L)
- Vb:調整庫内容積(温蔵室の実庫内容積に 40 を乗じて 10 で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。)(単位:L)
- T : 調整熱容量(湯タンク容量に 80 を乗じた数値、冷水槽容量に 15 を乗じた数値及び貯氷量に 95 を乗じて 0.917 で除した数値の総和に 4.19 を乗じた数値)(単位:kJ)
- 5 エネルギー消費効率の算定法については、「自動販売機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」(平成 19 年経済産業省告示第 289 号)の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (2)」による。

表2 飲料自動販売機に係る環境配慮設計項目

目 的	評 価 項 目	評 価 基 準
リデュース(省資源化)	使用資源の削減	製品の質量を削減抑制していること。
	再生材の使用	再生材の使用を促進していること。
	製品の長寿命化	オーバーホール、リニューアルへの配慮をしていること。
		製品の分解・組立性への配慮・改善をしていること。
		修理・保守性への配慮をしていること。
	消費電力量の削減	製品の消費電力量の抑制が図られていること。 設置条件、設定条件の適正化等の運用支援を行っていること。
リユース(再使用化)	リユース部品の選定	リユース部品について設計段階から選定し、共通化・標準化に配慮していること。
	製品での配慮	リユース対象部品の分解・組立性に配慮していること。
	部品のリユース設計	リユース対象部品への表示、清掃・洗浄、与寿命判定の容易性に配慮していること。
リサイクル(再資源化)	材料	リサイクル可能な材料を選択していること。
		プラスチックの種類の統一化及び材料表示を行っていること。
		リサイクル困難な部材の使用削減を図っていること。
	分解容易性	事前分別対象部品の分解容易性に配慮していること。

● 太陽光発電システム(公共・産業用)【都:27. 庁舎管理等(太陽光発電システム)】

⇒『環境物品等の調達の推進に関する基本方針』(令和7年1月)』(P165～168)より

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「太陽光発電システム」は、商用電源の代替として、10kW 以上の太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができる公共・産業用のシステムをいう。
- 2 「太陽電池モジュールのセル実効変換効率」とは、JIS C 8960 において定められた実効変換効率を基に、モジュール化後のセル実効変換効率をいい、次式により算出する。
- セル実効変換効率＝モジュールの公称最大出力／(太陽電池セルの合計面積×放射照度)
- 太陽電池セルの合計面積＝1セルの全面積×1モジュールのセル数
- 放射照度＝1000W/m²
- 1セルの全面積には、セル内の非発電部を含む。ただし、シリコン薄膜系、化合物系のセル全面積には集積部を含まない。
- 3 「定格負荷効率」「部分負荷効率」は JIS C 8961 に準拠して算出するものとする。
- 4 太陽電池モジュールの適格性確認試験及び形式認証については JIS C 61215-1、JIS C 61215-2、JIS C 61730-1、JIS C 61730-2 に加え、セルの形式に合わせて JIS C 61215-1-1～JIS C 61215-1-4 のうち一つに準拠するものとする。
- 5 判断の基準⑧の「長期使用が可能となる設計」とは、自社の同等の性能を有する従来機種と比較して、部品・材料の耐久性の向上、消耗品や部品の交換性の向上、保守・修理の容易化等を図るための設計がなされることにより、太陽光発電システムの長期使用を促すことをいう。ただし、架台等の従来機種と比較して耐久性の向上等を確認することが困難な場合は当該評価項目を除く。なお、長期使用のための保守点検・修理、維持管理に係る範囲、体制及び内容に関する情報提供については、判断の基準②に

において担保すること。

6 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア. 発電量の適正な把握・管理のため、物品の調達時に確認した表2の設置報告項目の情報を、当該設備を廃棄するまで管理・保管すること。

イ. 調達に当たっては、発電に係る機器の設置条件・方法を十分勘案し、設置に当たっては太陽光発電システムの長期使用等を踏まえつつ、架台の部分が過剰に大きくなることを避けること。

ウ. 太陽光発電システムの導入に当たっては、太陽電池の特性を十分勘案した上で設置条件・方法を検討すること。なお、薄膜系太陽電池にあつては、設置事業者側に適切な設計体制が整っていること等、環境負荷低減効果を十分確認すること。

エ. 調達に当たっては、設置事業者が設置要領の詳細の提出を求め、その内容を確認するとともに、当該設備の維持・管理に必要となる情報（製造事業者が有する情報を含む。）を設置事業者を通じ把握すること。

オ. 太陽光発電システムの更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化の観点から、蓄電池設備の導入について検討を行うこと。

カ. 太陽光発電システムによる長期安定的かつ効率的な発電が可能となるよう、適切に保守点検・修理及び維持管理を実施すること。また、必要に応じ、設備の更新について検討を行うこと。

キ. 使用済みの太陽光発電システムを撤去・廃棄する場合は、資源循環の観点から再使用又は再生利用に努めることとし、再使用又は再生利用できない部分については、重金属等有害物質の含有情報等を踏まえ、その性状等に応じた適正な処理を行うこと。

表1 太陽電池モジュールのセル実効変換効率に係る基準

区分	基準変換効率
シリコン単結晶系太陽電池	16.0%
シリコン多結晶系太陽電池	15.0%
シリコン薄膜系太陽電池	8.5%
化合物系太陽電池	12.0%

表2 太陽光発電装置機器に係る情報開示項目

区分	項目	確認事項
太陽電池モジュール	発電電力量の推定方法の提示 (基準状態)	年間の推定発電電力量
		算定条件(用いた日射量データ、太陽電池及びパワーコンディショナの損失等)
	基準状態での発電電力量が得られない条件及び要因	影の影響、日射条件(モジュールへの影のかかり方や日射条件と発電量の下がり方の対応について、具体的に記載)
		温度の影響(モジュールの温度と発電量の下がり方の対応について具体的に記載)
		気候条件、地理条件(気候条件や地理条件と発電量の対応について具体的に記載)
周辺機器	その他(配線、受光面の汚れによる損失等、具体的に記載)	形式、定格容量、出力電気方式、周波数、系統連結方式等
	パワーコンディショナ	形式 等
	接続箱	

	連系保護装置	可能となる設置方法
	二次電池	使用の有無、(有の場合)回収・リサイクル方法
保守点検・修理、維持管理の要件	保守点検	範囲、体制、内容
	修理	範囲、体制、内容
	維持管理	範囲、体制、内容
モジュール及び周辺機器	廃棄	廃棄方法、廃棄時の注意事項(使用済製品が最終処分された際の適正処理に必要な情報等) 等
	保証体制	保証履行期限 等

表3 太陽電池モジュールに係る環境配慮設計の事前評価方法等

目的	評価項目	事前評価方法等
減量化・共通化	減量化	モジュールに使用する原材料を削減するため、質量を評価していること。
	部品の削減	モジュールに使用されている部品の点数・種類を評価していること。
	部品の共通化	他機種と共通化している部品の割合を評価していること。
再生資源の使用	再生資源の使用	モジュールに使用されている部品のうち、再生資源を使用した部品の割合を評価していること。
長期使用	耐久性の向上	モジュールの信頼性試験結果を評価していること。
	耐久汚染の向上	モジュールの表面の耐汚染性を評価していること。
撤去の容易性	撤去作業の容易性	使用済みモジュールの撤去が容易な構造となっているか(取外しに要する時間)を評価していること。
再生資源等の活用	リサイクル可能率の向上	モジュール全体質量のうち、リサイクル可能な部品や材料の質量の比率を評価していること。
解体・分別処理の容易化	フレーム解体の容易性	分別処理のために、モジュールのフレームの解体が容易な構造となっているか(取外しに要する時間)を評価していること。
	フレーム解体で取り外すネジの数量・種類の削減	フレーム解体時に取り外すネジの数量・種類を評価していること。
	フレーム解体のための情報提供	フレームを取り外す際に、フレームの固定方法等の解体・分別に必要な情報を提供している又は提供する仕組みがあること。
	端子箱解体の容易性	端子ボックスのモジュールからの取外しが容易な構造となっているか(取外しに要する時間)を評価していること。
	端子箱解体で取り外すネジの数量・種類の削減	端子ボックスの取外し時に取り外すネジの数量・種類を評価していること。
	端子箱解体のための情報提供	端子箱を取り外す際に、端子ボックスの固定方法等の解体・分別に必要な情報を提供している又は提供する仕組みがあること。
環境保全性	環境負荷物質等の減量化	モジュールに含まれる環境負荷物質、適正処理・リサイクル処理に当たって負荷要因となる原材料の質量を評価していること。
情報の提供	使用、保守点検、安全性に関する情報提供	使用上の注意、故障診断及びその措置、保守点検・修理、安全性等に関する情報を提供している又は提供する仕組みがあること。
	撤去、解体、適正処理・リサイクルに必要な情報提供	撤去、解体、適正処理・リサイクルに必要な情報を提供している又は提供する仕組みがあること。
ライフサイクルの各段階における環境負荷低減	ライフサイクルアセスメントの実施	資源採取、製造段階、使用段階、撤去、解体、適正処理・リサイクルまでの一連のライフサイクルの各段階における環境負荷を定量的に評価していること。

● 太陽熱利用システム(公共・産業用)【都:28. 庁舎管理等(太陽熱利用システム)】

⇒『環境物品等の調達の推進に関する基本方針』(令和5年 12 月)』(P168～171)より

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「太陽熱利用システム」は、給湯又は冷暖房用の熱エネルギーとして、太陽エネルギーを利用した公共・産業用のシステムをいう。
- 2 「日集熱効率」とは、集熱器の1日の単位面積当たりの集熱量(集熱媒体平均温度から、周囲温度を差し引いた値が 10K かつ日射量が 20,000kJ/(㎡・日)であるときの値を JIS A4112 に準拠して算出したもの)を、集熱器総面積に入射する単位面積当たりの太陽放射エネルギー又はソーラーシミュレーターによって受けるエネルギーの1日の積分値で除した値をいう。
- 3 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
- ア. 集熱量の適正な把握・管理のため、物品の調達時に確認した表2の設置報告項目の情報を、当該設備を廃棄するまで管理・保管すること。
 - イ. 調達に当たっては、集熱に係る機器の設置条件・方法を十分勘案し、設置に当たっては架台の部分が過剰に大きくなることを避けること。
 - ウ. 太陽熱利用システムの導入に当たっては、現在の使用熱エネルギー量を十分考慮した設計を行うこと。
 - エ. 調達に当たっては、設置事業者を設置要領の詳細の提出を求め、その内容を確認するとともに、当該設備の維持・管理に必要となる情報(製造事業者が有する情報を含む。)を設置事業者を通じ把握すること。

表1 集熱器に係る日集熱効率の基準

集熱器の区分		日集熱効率	
集熱媒体・機能	集熱器の形状・透過体	基準値1	基準値2
液体	平板形透過体付き	60%以上	40%以上
	真空ガラス管形	50%以上	40%以上
空気	平板体	透過体付き	40%以上
		透過体なし	30%以上
太陽光発電機能付き	—	—	10%以上

備考) 空気集熱式の集熱器であって平板形透過体なしのもの及び太陽光発電機能付き集熱器に係る判断の基準は基準値2のみとする。

表2 太陽熱利用装置機器に係る情報開示項目

区分	項目	確認事項
集熱器	集熱量の推定方法の提示	年間の推定集熱量 算定条件(用いた日射量データ、集熱器及び蓄熱槽の損失等)
	集熱量が判断の基準①を満たさない条件及び要因	影の影響、日射条件(集熱器への影のかかり方や日射条件と集熱効率の下がり方の対応について、具体的に記載)
		温度の影響(集熱器の温度と集熱効率の下がり方の対応について具体的に記載)
		気候条件、地理条件(気候条件や地理条件と集熱効率の対応について具体的に記載)
		その他(配管や配線、受光面の汚れによる損失等、具体的に記載)
集熱器及び周辺機器	廃棄	廃棄方法、廃棄時の注意事項(使用済製品が最終処分された際の適正処理に必要な情報等) 等
	保守点検	保守点検の条件(点検の頻度等) 等
	保証体制	保証条件(修理・交換の対応範囲、内容)、保証履行期限 等

● 節水機具【都:28. 庁舎管理等(節水器具)】

⇒『環境物品等の調達の推進に関する基本方針』(令和7年1月)』(P170～171)より

- 備考)
- 1 「節水コマ」とは、給水栓において、節水を目的として製作したコマをいう。なお、普通コマを組み込んだ給水栓に比べ、節水コマを組み込んだ水栓は、ハンドル開度が同じ場合、吐水量が大幅に減ずる。固定式を含む。
 - 2 本項の判断の基準の対象とする「節水コマ」は、呼び径 13 の水用単水栓に使用されるものであって、弁座パッキン固定用ナットなどを特殊な形状にするなどして、該当品に取り替えるだけで節水が図れるコマとする。また、既存の水栓のコマとの取替が容易に行えるものであること。
 - 3 「定流量弁」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、ある範囲で流量を一定に保持する調整弁のうち、流量設定が固定式のものをいう。
 - 4 本項の判断の基準の対象とする「定流量弁」は、手洗い、洗顔又は食器洗浄に用いるものであって、ある吐水量より多く吐水されないよう、該当品に取り替えるだけで節水が図れる弁とする。
 - 5 本項の判断の基準の対象とする「泡沫キャップ」は、水流にエアーを混入することにより、節水が図れるキャップとする。
 - 6 「流量調整弁」とは、弁の入口側又は出口側の圧力変化にかかわらず、ある範囲で流量を一定に保持する調整弁のうち、流量設定が可変のものであって、止水栓より吐水口側に設置することにより節水が図れる弁をいう。
 - 7 判断の基準＜個別事項＞①の吐水流量の試験方法は、JIS B 2061 の吐水流量試験に準ずるものとする。

表 流量調整弁に係る機器設置場所別の吐水流量

機器設置場所	吐水流量
洗面所	5L/分
台所・調理場	5L/分
シャワー	8L/分